

News Letter 2024年4月号

中小企業の資金繰りを改善すべく 「約束手形」決済60日に短縮・廃止へ



経営革新等支援機関推進協議会

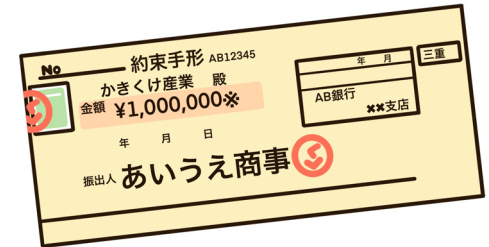
CONTENTS

- 1 約束手形とは
- 2 約束手形メリット・デメリット
- 3 決済期限の改正
- 4 約束手形の廃止
- 5 電子記録債権(でんさい)

① 約束手形とは

約束手形とは、**期日までに決められた金額の支払いを約束する有価証券の1つ**です。

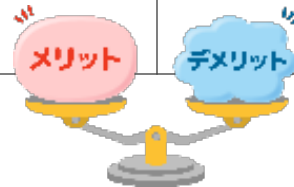
約束手形の代金を支払う側を「振出人」、代金を受け取る側を「受取人」と呼びます。手形を発行することは「振り出し」といい、振出人が受取人に対して約束手形を振り出すことで、現金での代金決済の代わりにすることが可能です。受取人は指定された期日になったら金融機関に手形を取り立てに出し、現金に換金することができます。



② 約束手形メリット・デメリット

現在の約束手形は、振出人のメリットの方が多く、受取人にとっては大きなリスクを伴うケースが多いです。

約束手形の代金を支払う側メリット◎	約束手形の代金を受取る側デメリット△
<ul style="list-style-type: none">✓ 支払いを先延ばしできることで資金調達のための期間が猶予できる✓ 取引に利子がかからない✓ 会社が社会的信用を得られる	<ul style="list-style-type: none">✓ 入金が遅い✓ 郵送料の負担を求められるケースがある✓ 取立手数料を支払う必要がある

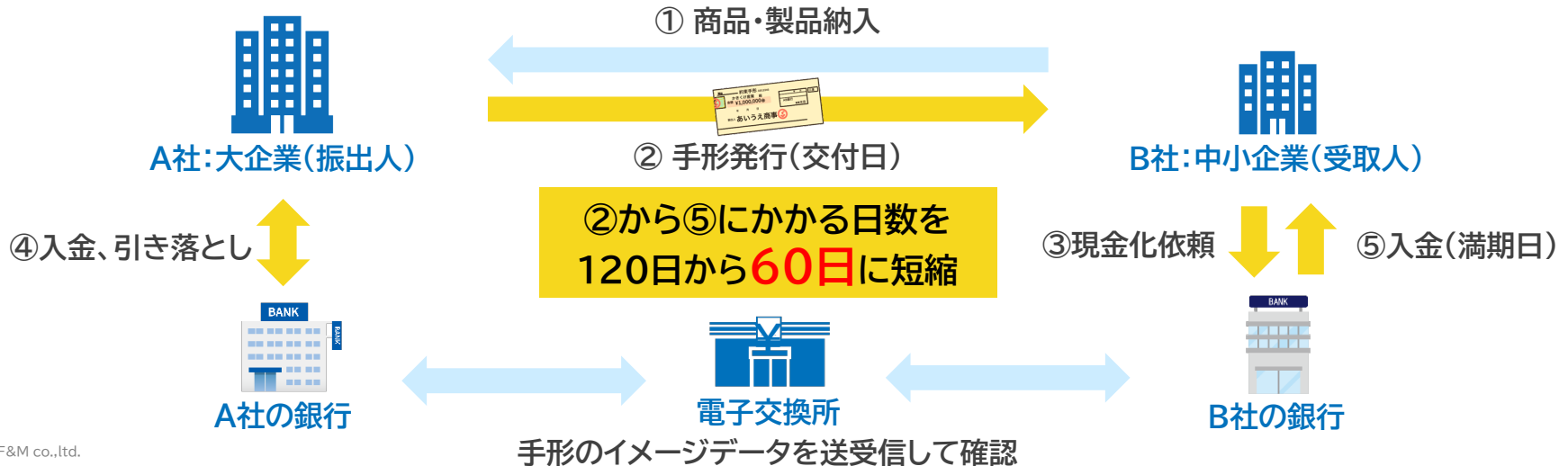


③ 決済期限の改正

決済期限を従来の原則120日から60日に短縮します。(2024年11月適用予定)

中小企業は人手不足や物価高で経営が厳しくなっており、資金繰りを圧迫する日本独特の商慣習を見直すことで、設備投資や賃上げを後押しする改正となります。

約束手形の仕組みイメージ



④ 約束手形の廃止

政府は、**2026年までに約束手形の利用廃止**、小切手の全面的な電子化の方針を示しています。**2026年度末までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス**(電子記録債権またはインターネットバンキングによる振り込み)**への移行**を強力に推進しています。

電子化活用のメリット			
	事務負担軽減	現物管理不要・ リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や郵送作業などの事務負担軽減	ペーパーレス化により紛失・盗難、災害などの心配がない	郵送料や手形帳代金不要
受取側	WEB取引完結のため銀行への持込が不要	入金期日に自動入金される	領収書不要のため印紙代が削減

⑤ 電子記録債権(でんさい)

でんさいとは、事業者の資金調達の円滑化などを図るべく創設された「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)が取り扱う**電子記録債権**です。紙の手形の問題点を克服した金銭債権として多くの企業が活用しています。

支払側	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ペーパーレスだから手続きが楽！送付費用もゼロ ✓ 印紙税は課税されません ✓ 支払手段の一本化で効率的
受取側	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ペーパーレスだから保管も不要 ✓ 必要な分だけ分割して譲渡や割引ができる ✓ 入金期日に自動入金されるので取引手続き不要 ✓ 債権を有効活用でき資金繰りに役立てられる



場所を選ばず利用可能！

⑤ 電子記録債権(でんさい)

でんさい導入までの流れ

支払利用

利用の検討

取引先への案内

利用準備

支払開始

1

2

3

4

受取利用

案内状が届く

利用の検討

でんさいの契約・回答

利用準備・受取開始

利用者番号は、英数字で構成された9桁の番号で、1利用者につき1つの番号が付与される

⑤ 電子記録債権(でんさい)

でんさい導入による事例

製造業

支払

受取

「でんさい」は地震や水害など災害に強い決済手段！

製造業

支払

受取

年間で500万円以上のコスト削減に成功！

建設業

支払

受取

事務効率化、コスト削減をはっきりと実感！

中小企業にとって、安全な回収、短期サイトの実現、コスト削減に向けた対策は重要です。2026年の約束手形廃止に向けて、今のうちに電子化を検討してみましょう！



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会